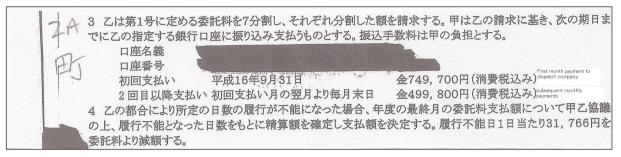
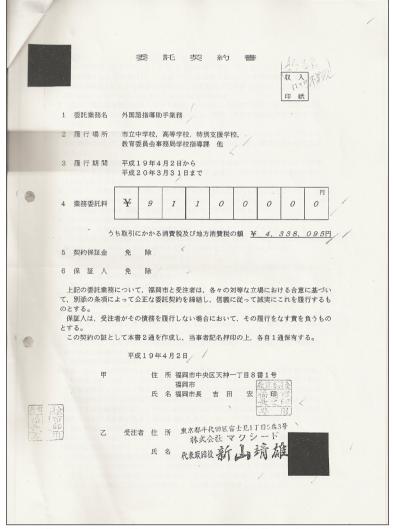
ALT furniture: A look at dispatch ALT contracts

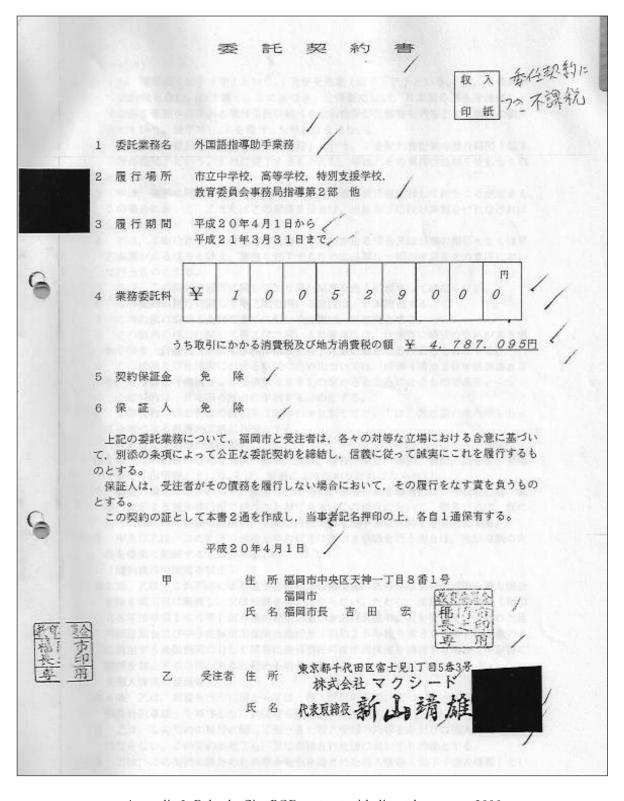
Chris Flynn, Kyushu Institute of Information Sciences



Appendix 1. Kasuya Machi Fukuoka Prefecture BOE contract with dispatch company 2004 September



Appendix 2. Fukuoka City BOE contract with dispatch company 2007



Appendix 3. Fukuoka City BOE contract with dispatch company 2008

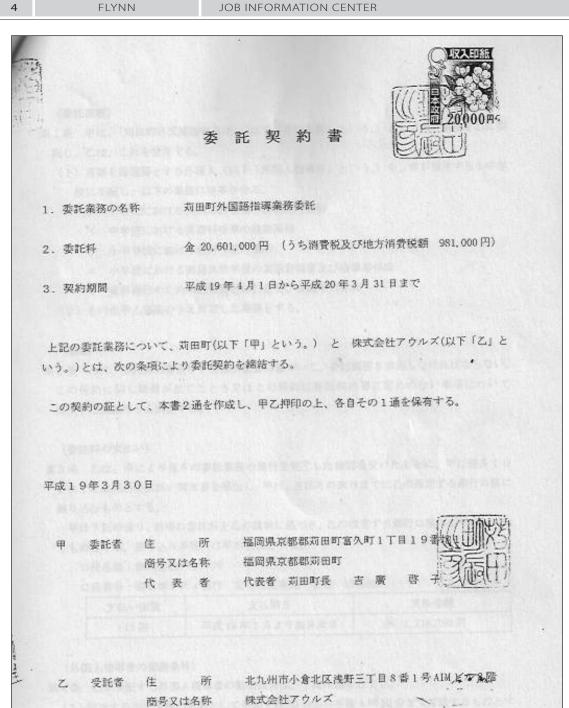
2007 Kytockyuch

高須中学校のALT配置の件

高須中学校の2学期以降のALT配置については、学校の事情により、女性ALTを強く要望してきたため、女性ALTを配置することを決定していたが、その女性ALTが急遽断ってきた。そこで、大蔵中学校及び向洋中学校に配置を決定していた女性ALTと変更することを検討したが、両校とも既にこの女性ALTを前提として授業計画を進めていたため、変更が不可能であった。

そのため、株式会社アウルズが代替のためのALTとして雇用している男性ALTの配置を決定したが、高須中学校は、男性ALTをすぐに配置するよりも、期間を待ってでも女性ALTを配置することを希望したため、10月から、女性ALTを配置し、9月については高須中学校への派遣は行なわず、9月分の配置については、10月以降に割り振ることとした。、

Appendix 4. Monthly Report September 2007 from Dispatch Company to Kitakyushu City



代表者 代表取締役社長 木下 彰子

Appendix 5. Kanda Machi Fukuoka Prefecture BOE contract with dispatch company 2008

苅田町外国語指導助手業務委託契約

苅田町(以下「甲」という。)と株式会社インタラック(以下「乙」という。)と は、以下の条項により苅田町外国語指導助手業務委託契約を締結する。

- 第1条 甲は苅田町外国語指導助手業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、 乙はこれを受託する。
- 第2条 甲が乙に委託する業務の内容は以下のとおりとする。
 - (1) 国際理解教育・語学教育に関するコンサルティング
 - (2) 小・中学生の外国語授業において、外国語指導助手(以下「ALT」という。) が係るレッスンの企画及び提案
 - (3) ALT の配置業務
 - (4) ALT による外国語指導助手業務の実施
 - (5) ALT が外国語授業において使用する教材の開発及び提供
 - (6) 当月分の業務実施報告書を翌月10日までに提出すること。
- 第3条 前条各号の業務の細目は、別紙苅田町外国語指導助手業務委託仕様書によ る。
- 第4条 甲が乙に支払う委託料は、以下のとおりとする。

委託料総額: 20,475,000円 (消費税を含む)

内 訳:総委託日数 185 日

: 消費税・地方消費税 975,000 円

: 契約保証金 免除

- 2 甲は第1項の委託料を月ごとに分けて乙に支払う。甲は当月分を、翌月に乙からの請求書に基づき、月の末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、振り込み手数料は甲の負担とする。
 - 3 乙は当月分の委託料を翌月10日までに甲に請求する。
 - 第5条 本契約期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。
 - 第6条 乙は、本契約によって生ずる権利及び義務を他の第三者に譲渡又は継承させてはならない。
- 第7条 乙は、本業務を他の第三者に委託してはならない。但し、乙が事前に甲の承 諾を得たときはこの限りではない。

Appendix 6. Kanda Machi Fukuoka Prefecture BOE contract with dispatch company 2008

苅田町外国語指導助手業務委託仕様書

苅田町(以下「甲」という。)及び株式会社インタラック(以下「乙」という。)は、苅田 外国語指導助手業務履行に際し、別紙「苅田町外国語指導助手業務委託契約」に定めるも の他、本「苅田町外国語指導助手業務委託仕様書」に従うものとする。

1条 甲は、別紙「苅田町外国語指導助手業務委託契約」により乙に委託する業務のうち、 外国語指導助手(以下「ALT」という。)による指導業務、及びALTの配置業務に関し以下 の条文のとおりにその細目を定めるものとする。

2条 乙による業務の内容及びALTの配置業務に係るALTの配置期間、配置日、配置時限、 配置場所等は、次のとおりとする。

1. ALT による指導助手業務の内容

- ① 甲の学習指導要綱に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等作成時の甲へ の情報提供、企画提案
- ② 小学校又は中学校における外国語授業において、ウォーミングアップ、プレゼンテーション、ドリル、プラクティス、プロダクション、アセスメントを行うこと。
- ③ 小学校又は中学校における外国語授業において使用する教材研究と教材作成及 び教材の提供
- ④ 異文化理解のためのレクチャー
- ⑤ 英語力測定テストの実施と採点、提出
- ⑥ スピーチコンテストにおける判定
- ⑦ クラブ活動における指導(詳細は別途定める)
- ⑧ 学校の主催する文化祭、体育祭における指導 (詳細は別途定める)
- 倒 授業の反省、分析、評価への参加と情報提供及び学習指導に関するノウハウの提供
- 中学校英語科教諭及び小学校教諭に対する語学研修
- 甲の主催する研究会、研修会、会議、会合における指導(詳細は別途定める)
- (2) 甲への月例業務実施報告書の作成提出
- ⑬ その他甲と乙が合意した業務

2. ALT の配置期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

3. ALT の配置日、配置時限

- ① 配置日は、原則として月曜日から金曜日までとし(国民の祝日を除く)、配置時限は、一日の内、午前9時と午後5時との間で6時限以内とする。一週の上限は配置日数に5時限を乗じた時限数とする(1週間25時限以内)。
- ② 甲の各学校に於ける配置日、配置時限は、甲と乙との調整の上甲から乙に通知さ

Appendix 7. Kanda Machi Fukuoka Prefecture BOE contract specifications with dispatch company 2008